

沖縄海区漁業調整委員会指示25第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年3月29日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 山川義昭

第1 自主調整協議会の設置

1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

第2 協議会への加入

1 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）のすべてを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格をもつ者であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人により組織され、その構成員が明確であり、特定できる者であること。
- (3) その構成員の出資金額や口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規定により民主的運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、その事業の目的を達成することが著しく困難な者ではないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を持つ者であることを証する書類
- (2) その構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

3 委員会は、前項の確認をするときは、協議会等の意見を聞くことがある。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、協議会に加入した者が、1の項第1号から第5号までに掲げる加入資格のいずれかを欠ことになったときは、資格確認を取り消すとともに、名簿から削除するものとする。

第3 敷設の承認等

1 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業

権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第3号様式）に当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類を添付して委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入しているすべての者（沖縄県を除く。）と協議が調ったことを証する協議書（第4号様式）
 - (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
 - (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類
- 2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成26年3月31日までとする。
- 3 委員会は、1の項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。
- 4 委員会は、敷設承認を受けた者が敷設承認の日から平成26年3月31日までに浮魚礁を敷設していないときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 5 前項の規定による処分を受けた場合、又は敷設承認を受けた後に浮魚礁を敷設する予定がなくなった場合は、浮魚礁敷設承認証返納届（第5号様式。以下「返納届」という。）に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出する。

第4 承認の制限、条件等

- 1 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。
- 2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障をきたすおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするにあたっては制限若しくは条件を付すことができる。

第5 浮魚礁の敷設

- 1 浮魚礁を敷設する者は、あらかじめ海上作業届（第6号様式）を当該浮魚礁を敷設しようとする海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。
- 2 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

第6 浮魚礁の管理

浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、電灯その他の照明（平成24年度以降に敷設する浮魚礁については、レーダー反射器を含む。）を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

第7 浮魚礁の流失

- 1 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第8号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。
- 2 委員会は、敷設承認を受けた者が流失判明の日から平成26年3月31日までに浮魚礁を敷設しないときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 3 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

第8 敷設の再承認

- 1 平成24年沖縄海区漁業調整委員会指示24第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設者は、平成25年4月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、第6を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。
- 3 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合は、浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出し、平成26年3月31日までに敷設することができる。ただし、平成25年6月に開催される委員会までに承認を受けた場合に限る。

第9 敷設承認期間の延長

平成24年沖縄海区漁業調整委員会指示24第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設承認期間を平成25年6月30日まで延長する。

第10 敷設の特例

- 1 浮魚礁を敷設する者は、平成24年11月から平成25年3月開催の委員会において敷設承認を受けたもののうち、平成25年3月31日までに敷設を完了することができなかつたものについては、平成25年6月30

日まで敷設することができる。

- 2 敷設者は、平成24年11月1日から平成25年3月31日までに流失した浮魚礁と同じ構造のものを、平成25年6月30日まで同一の協議位置（敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入しているすべての者（沖縄県を除く。）と協議が調った位置であり、かつ浮魚礁のアンカーを投下しようとする位置をいう。）に敷設することができる。

- 3 第5は、前2項による浮魚礁の敷設について準用する。

第11 敷設に係る違反

- 1 委員会は、敷設承認を受けた者がこの指示に違反したときは、敷設承認を取り消すものとする。
- 2 前項の規定による処分を受けた場合は、返納届に当該浮魚礁に係る承認証を添付して委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、第3の1の項、第8の1の項及び2の項並びに第10に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

第12 浮魚礁の利用

- 1 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調べなければその操業をしてはならない。
- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調べてはならない。
- 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 4 1の項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調べた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第9号様式）を委員会に提出しなければならない。

第13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。